

【駒沢史学会昭和六十二年大会発表要旨】

昭和六十二（一九八七）年度大会・総会次第については会誌三十
七号に紹介済みであるが、大会当日の各発表要旨を掲載する。

出雲国造と国司の抗争について

―神亀元年十月乙卯条をめぐって―

大浦 元彦

『続日本紀』神亀元年十月乙卯条に次の記事が見られる。

散位従五位下息長眞人臣足任_ニ出雲_ノ按察使_ト。時贖貨狼籍_ニ。惡_ニ其景
迹_ヲ。奪_ニ位禄_ニ焉。

右の解釈として門脇禎二氏は「私利」の為に人民から収奪し、そ
の行績を責められ位禄剝奪という重い処罰をうけたとされている。

しかし、右記史料を細かく検討してみると門脇氏の見解に疑問を
抱く。

第一点として、神亀元年には聖武天皇が即位しており、出雲国造
出雲臣広嶋によって神賀詞が奏上されているが『延喜式』神祇条に
よると出雲国造が中央に上京し神賀詞奏上後帰国してから一年間は
潔斎に入る。その間国造は国内の重刑、校田・班田には関与できな
くなる。言い換えれば、出雲国造は重刑、校・班田権を有していた
可能性があり、国司の職掌と考へ併せると重要な意味を持つてくる
ように思われる。加えて潔斎期間の国内裁判権や校・班田について
は、国司が代行していたことも想定される。

第二点として、神亀の国造神賀詞奏上が元年・三年に見える点も
注意する必要がある。

神賀詞奏上は、天皇即位儀礼と不可分の関係にあると思われ、奏
上記事を追ってみると大部分が二年連続して行われている（『延喜
式』神祇条の想定）が、広嶋の場合出雲国守解任を挟んで元年・三
年に行われているのは注目される。また神賀詞奏上に国司が不可欠
であった点も併せて考えてみる必要がある。

第三点として、門脇氏は当該記事の処置を「贖貨狼籍」とある点
から「私利」のためと導き出されたと思われるが、位禄を奪うとい
う措置から考えると先に掲げた国造の潔斎期間の国司代行が認めら
れるならば、国司の国造代行、あるいは神賀詞奏上儀礼との関係で
当該記事を考える必要がある。

第四点として、出雲国守の在任期間を見ると(A)忌部子首（和銅元
年～靈龜二年）、(B)船秦勝（靈龜二年～？）、(C)息長臣足（？～神亀
元年十月二十九日以前）とあり、(B)・(C)は国司任期に混乱が認めら
れ、「特殊」ととらえられる出雲国造と出雲国守の間に他地域とは
異なる連関性が想定される。

以上の点を踏まえて、当該記事を中心に八世紀初頭における中央
と出雲国との関連について考察してみたい。

藤原為隆と東大寺・興福寺

岡野 浩二

十二世紀初頭は東大寺・興福寺にとって大きな転換期であった。
つまり、別当職の不在化が顕著になり、また一方においては両寺院
が本格的な荘園経営に乗り出すといった、古代寺院が中世的な展開

をみせる時期なのである。このような動きは、寺院の国家権力からの離脱という視点でとらえがちであるが、本報告では、当該期の朝廷・摂関家と東大寺・興福寺の関係を考える一素材として、藤原為隆という人物の動向を取り上げることとする。

藤原為隆は、長治二年(一一〇五)に右少弁に任じてより大治五年(一一三〇)に参議左大弁として薨ずるまで、二十余年にわたって弁官の任にあった人物である。この間為隆は、造東大寺長官・興福寺俗別当・勸学院別当を兼帯しており、東大寺・興福寺の莊園経営にも少なからず関与していたと思われる。

天仁二年(一一〇九)に造東大寺長官となった為隆は、東大寺領伊賀国黒田莊より伽藍修造の材物を徴収するとともに、同莊加納田の斗代をめぐる国司と東大寺の相論を裁定している。また造寺長官としての為隆の権限は、黒田莊に限らず、紀伊国木本莊・山城国玉井莊や大和国雑役免莊など、東大寺領に広範囲に及んでいたと考えられる。

このような造寺司の設置は、東大寺別当勝覚による寺院経済の再建運動に対応するものと考えられ、当該期における東大寺の莊園体制の確立は、造寺長官為隆を介しての国家のバックアップを受けてなされたものといえよう。

また一方で為隆は、嘉承元年(一一〇六)より保安二年(一一二二)まで勸学院別当の任にあり、併せて興福寺俗別当・関白藤原忠実の家司も務めていた。勸学院は興福寺・春日社の管掌機関として機能しており、為隆も、(一)興福寺別当補任の事務、(二)寺僧の所有地をめぐる相論の裁定、(三)寺僧に対する警察権の行使、(四)強訴への対応、(五)維摩会勅使としての寺家への参向な

ど、興福寺の事務にあたったことが確認できる。そして為隆の場合、摂関家の家司という立場も加わり、興福寺領莊園内の警察権を握っていたほか、法会料物の徴収にも関与していたと考えられるのである。

十二世紀前半は、摂関家と興福寺の間が緊密になり、また摂関家が勸学院を介して大和国の支配を推進した時期であり、為隆もこの流れに大きく関わっていたと思われる。

以上が為隆の活動であるが、弁官が兼帯する造寺長官や勸学院別当については、寺院制度史の問題として、今後なお検討すべきであると考ええる。

日野流藤原氏についての一考察

細谷勘資

一般に王朝国家と呼ばれる時代は、動揺と不安をその基調としながら、中世社会の形成に重要な位置をしめる。社会各層における活発な動きは、貴族社会を激しく揺り動かしていき、政治を支えた政治機構、それに連なる諸制度、その思想的背景等に大きな影響を与えたと思われる。貴族社会はこれに対して、新たな行政機構や政治的実務運営の方式を作り出し、それに対応できる貴族の再編成を行った。貴族社会の再編成という大きな動きは、その時代を反映したものであって、様々な問題を内包しているとしてよからう。

こうした観点から本報告では、藤原氏支流として分立した内藤孫(日野流)をとりあげ、その生成過程や動向について考えてみた。対象とする時期は十二世紀以前としたが、ともかくも結論は次のようになる。

内膳孫は、十一世紀前半頃から次第に政界に進出しはじめ、十二世紀には確固たる地位を築いたと考えられる。その基本的性格は儒者でありこれを一貫して押し通すことで、弁官・藏人をはじめ文章博士等に補任せられ漸次独占していったといえる。この基盤は藤原有国やその息広業・資業の頃つくられたようで、世襲化の傾向はその後顕著なものになる。

さらにこうした官職世襲化が進むなかで広業・資業の子孫たちは、次第にそれぞれの流を形成しだした。広業流と資業流という二流が意識されだしたのは、正家・実綱・実政の頃であり、それは後冷泉天皇の時、十一世紀中頃以降のこととなる。

さて、十一世紀中頃以降ともなると、弁官局の機能拡大および家領関係訴訟の増加が顕著となり、さらには弁官などの官職世襲化と家司の兼帯といった傾向が、藤原頼通段階で大きく展開する。こうしたことの背景には、一国平均役方式の全面採用をはじめとする王朝国家の政策転換があり、それは結果的に荘園公領の上に屹立する太政官の役割をたかめたことを忘れてはならない。

白河・鳥羽院政は、これとの関わりの中で現れたものであり、保元の乱は摂関家を中心とする秩序を目指す勢力と院を中心とする院近臣勢力との権力闘争に他ならなかった。

こうしたなかで行われた貴族の再編成は、律令官位制・「公卿」の成立・昇殿制といった三つを契機に成立した平安貴族の性格が大きく関わってくる。そして中世的な家格・家業の確立をみるに、大筋として、まず鳥羽院政期でその骨格ができ、次いで後白河院政において系列化あるいは固定化され、官職を請負っていく慣習が広く貴族社会に浸透していったとして大禍あるまい。

内膳孫は、こうした時代を背景として宮廷にとどまった典型であり、次第に資業流が本流としての立場を強め、鎌倉時代以降、法界寺のある日野を姓に「名家」を形成していくのである。

中世末期における曹洞禅僧の活動と庚申信仰

— 伊豆太梅寺寂用英順を事例として —

遠藤 廣 昭

曹洞宗が、中世後期から近世初期にかけて、藏しい展開を遂げたことは、すでに先学の研究によってあきらかにされている。また、その展開が戦国大名や国人層に留どまらず、在地の諸階層にまでおよんでいったこともすでにあきらかにされている。そして、曹洞禅僧の活動のなかで、在地の諸階層にまで受容されるに至った原因は、葬祭や授戒会の慣行、さらに曹洞宗が展開してくる以前より、それらの在地の諸階層に取り入れられ、信仰の対象になっていたであろう土地神などを、自らの弟子として取り込んでしまうという神人化度、また悪霊鎮圧という活動等にあつたであろうこともすでにあきらかになっているのである。たしかに、葬祭や授戒会は、当時の在地の諸階層の宗教的欲求を満たすにたりうるものであつたであろうし、神人化度、悪霊鎮圧は、先行する在地の信仰を取り込むに十分の効果をあげたであろうことは言うまでもない。しかし、在地の諸階層の信仰形態は多種多様であり、また、その置かれた在地においても様々であつたと考えられる以上、それらの諸信仰にたいし、曹洞禅僧がどのように対応したかについてのさらに詳細な事例報告が必要となるように思われるのである。

今回、曹洞禅僧との関係で取りあげる庚申信仰もその一つであ

る。現在この庚申信仰に関する研究は盛んで、その結果、貴族や武士たちの間で平安、鎌倉時代におこなわれた「守庚申」のいとなみが、室町時代のなかばころから仏教的な庚申信仰に変容し、僧侶や修験者によって在地の諸階層にまで広がっていたであろうことがあきらかとなっている。そして、それを示す遺物として「庚申待板碑」が関東を中心にのこされているのである。当然のことながら、庚申信仰の強い地域に曹洞禅僧が教線を拡大せんとするとき、必然的にその対応に迫られたであろうことは想像にかたくないのである。

本報告では、伊豆下田の横川太梅寺を中心に、中世最末期に南伊豆に活動した寂用英順の「語録」にあらわれる「庚申供養法木塔銘」の記述を分析することによって、曹洞禅僧の「庚申待」に対する考え方を見るとともに、その対応が地域における教線の拡大とどのように関わりをもったかについて考察してみたい。

ちなみに、横川太梅寺に隣接する相玉部落には、康和元年（一〇九九）開創を伝える庚申堂が存在し、庚申信仰の強い地域なのである。また、庚申堂はのちに太梅寺末に取り込まれ竜門院と改称するのである。

天文期下野宇都宮氏の動向

一年未詳小山高朝書状二通の検討を中心に――

吉田 正幸

本報告は、宇都宮氏を中心として天文期の下野領主層の政治動向を古河公方との関連を通して検討するものである。

検討の中心となる史料は、

①、年未詳七月二十八日付小山高朝書状（『遠藤白川文書』『栃木県史』中世三、以下『県史』三と略す）

②、年未詳十月十八日付小山高朝書状（『早稲田大学図書館蔵白川文書』『県史』三）の二通であるが、両文書は当時の政治動向を考える上で重要な史料となっている。

①・②文書は『史料綜覧』九でそれぞれ天文七年・同八年と年代推定されて以来、関東の各自治体史でもその年代が引き継がれて掲載されており、ほぼ通説となっているが、その中で関連史料を示されながら①・②文書が天文七・八年であることを結論づけられたのは高木昭作氏である。（『秋田藩家蔵文書』『県史』三）

以下高木氏の示された見解を基に検討していくが、まず初めに、次の史料によって①・②文書が、天文八年か同九年であることを明らかにする。

③、天文九年十二月二十八日付宇都宮俊綱官途状（『県史』通史編三）

次に、①文書の内容を検討するとともに高木氏が示された関連史料を一点ごとに検討を加えていく。さらに、新たに次に示す四点の史料を提示して、①文書が天文八年であることを古河公方・後北条氏の政治動向を念頭に置きながら明らかにする。

④、天文七年『慈心院造宮之日記』（『真岡市史』第二巻）

⑤、天文八年六月十日付宇都宮俊綱安堵状（『寺社古状』『県史』三）

⑥、天文九年四月二十七日付小山高朝寄進状（『阿房神社文書』『県史』一）

⑦、年月日未詳結城政勝カ条書（『遠藤白川文書』『県史』三）

三点目として、②文書が次に示す史料により天文九年であることを明らかにする。

- ⑧、年末詳十月十日付宇都宮俊綱書状（「小宅文書」『県史』一）
⑨、年末詳八月一日付宇都宮俊綱書状（「秋田藩家蔵文書」『県史』三）

最後に、①・②文書は小山・結城氏が宇都宮氏を攻撃している状況が中心となっているが、その対立が領土紛争に起因するものであることと、古河公方が下野領主層の争いに「御下知」行為をもって臨んでくる状況を明らかにする。

戦国大名今川氏と寺院

大久保 俊 昭

戦国大名今川氏の領国支配政策のうち、宗教政策、とくに仏教との関連を追求した研究は、一九七〇年代以降の今川氏研究全体の活性化に伴って増加し、現在は比較的多くの研究を蓄積しているといえる。その要因は、文書の残存状況に依るところが大きいと思われる。すなわち、氏親から氏真までの四代に氏親後室寿桂尼を加えた発給文書数は約千点を上回るが、そのうち寺院や僧侶宛に発給された文書が約四割を占めている。この割合の大きさが宗教政策のみならず、今川氏研究の総体を規定しているのは事実であり、また、仏教との関連を追求した多くの研究を生み出しているといえる。

それらの諸研究はいくつかに分類して考えることができる。

まず、第一に戦国大名今川氏の宗教統制の前史として、室町期の東海地方における仏教諸宗派の展開状況に関する研究を挙げることができる。これには、個別の寺院史をも含めることができよう。

第二に、戦国大名今川氏の信仰とそれに関連する寺院統制等に関する研究を挙げることができる。加えて、近年今川氏の発給文書だけではない史料の発掘・翻刻が行われてきている。

第三は、網野善彦氏の著になる『無縁・公界・楽』に触発された形で、これを検討・批判するなかから生まれしてきた研究群である。これらは、今川氏の発給文書に題材を求めてはいるものの、今川氏の権力構造等を明らかにすることを主眼としたものではない。しかし、多くの注目すべき内容を含んでいることも事実である。

このような研究状況を前提とした上で、寺院が本来独自に有している機能とその崩壊過程、また地域における寺院の役割、今川氏の政策とその浸透度、さらに寺院側の対応などの問題を検討するため、具体的には寺院・寺領等の継承とそれに関わる大名権力のあり方を、氏親・氏輝・義元・氏真の四期に区分し、また「今川仮名目録」・「仮名目録追加」の号項をも含めて検討してみたい。

戦国武将の官途・受領名

—古河公方足利氏と後北条氏を事例にして—

長 塚 孝

本報告は、戦国期における政治史・政治思想を考える一手段として、官途・受領名と戦国大名権力との関連性を、古河公方足利氏と後北条氏から考察したものである。まず、報告の前提として伊勢氏の北条改姓と叙任についてふれ、北条改姓は守護職の授受とは違い、一国支配を目指すものではないこと、さらに左京大夫叙任は、鎌倉北条氏を前例としながら、さきの改姓を補強する行為であると考えた。

つぎに、具体的な事例として古河公方足利義氏の官途右兵衛佐について検討し、義氏が右兵衛佐となるのは鎌倉へ移った永祿七年で、「喜連川判鑑」の記載は誤りであることを確認した。そして、この官途を用いた前例が源頼朝だけであることからして、頼朝Ⅱ鎌倉様Ⅱ関東の將軍という論理から反後北条氏勢力に対しての東国支配の正当性を宣言するものであるとした。

つづいて後北条氏一門の中から北条氏照と氏邦の受領名について考察した。氏照が受領名陸奥守を名乗るのは、通説では天正三年八月から四年九月までの間であるとされていたが、実際には天正二年十二月から四年九月までの間であること、さらに氏照の政治的役割より推察して、陸奥守という受領名は古河公方と後北条氏との関係の中における政治的位置を表現しているものだと考え、その思想的根源は、左京大夫北条家より始まる内的表現の拡大であるとした。

また氏邦の受領名安房守は元龜三年正月から天正五年閏五月までに名乗ったものであり、上野一國支配実現にむけて活動するために山内上杉氏の伝統的受領名を使用したものであり、外的状況への対応という形式をふまえている点では氏照とは逆の表現方法であった。最後に右の事例をふまえて戦国武将の官途・受領名使用についての特徴を、三点にわけて報告したが、これらについては同名拙稿（本誌掲載）を参照いただきたい。

なお、天正前期に後北条氏一門にあたえられた官途・受領名のなかで北条氏照の陸奥守について多少つけくわえておきたい。氏照は後北条氏の有力一門であり、受領名も政治的位置の高さを反映していると思われる。そしてその氏照が補佐・監督をするところから、天正前期の古河公方足利義氏は権威の象徴としての意味しかなさな

いという考えがあるが、決してそうとはいえない。官途・受領名が今後の支配への方向性をあらわす思想的表現であるとするならば、実質的な意味で、後北条氏は権力体としての古河公方を完全に掌握しているものとは考えにくいからである。前例たるべき鎌倉期を垣間見ても、將軍と「陸奥守」らの関係は後者による前者の権限の吸収は進みつつはあったものの、將軍権力は常に再生産されて北条氏との対抗をくりかえしていた。これを戦国期の政治関係に単純にスライドすることはできないが、類似したケースとしてとらえておく必要はあるものと思われる。

近世初期農民の保有耕地の分布に関する一考察

—三河国設楽郡上平井村を事例として—

多田文夫

中世末期から近世初期への村落の変化の研究は、諸先学によって多くの業績が積み重ねられている。また一方それによってこの時期の変化の特色に農民の階層構成上の「平準化」が示されている。しかし「平準化」した経営の内面に深く切り込んだ研究、たとえば、農民一人一人の保有耕地の成立といった農民個々の立場からの研究は、この時期において朝尾直弘氏・木村礎氏以来、まだ不足しているように思われる。

しかし、こうした研究には「景観復元」が基礎となる。久留島浩氏は『一九八二年の回顧と展望』で「中世史研究者が歴史地理学的な復元研究（自然地理学・歴史考古学も参考にしながら）を進めているのに比して、近世史研究者がこういった分野に疎いことも近世史研究が面白くないとされる原因の一つかもしれない。」と、景観

復元の重要性を指摘されている。

本報告では、まず基礎作業として土地台帳から近世初期の耕地状況を復元し、その質的变化を明らかにしたい。検討に際しては、地形による制約を考慮しつつ行い、中世末から近世にかけて、地形上に見える特色を出してみたい。地理的に概観すると、事例とする上平井村（現・愛知県新城市上平井）は美濃三河高原をつらぬく豊川の構造谷と東三河平野の接合点に位置し、北部は雁峯山に接する平野縁辺部の村落である。村内には雁峯山からの小河川が豊川にむけて流れ、村域北部洪積層の地区は多くの舌状台地・浸食谷が形成され「谷戸田」が分布し、南部は豊川の沖積層平野部が広がっている。

この上平井村は中世以来の古村で、中世末には平井郷に属し、山家三方衆の野田菅沼氏・田嶺菅沼氏の支配をうけた。近世に入ると池田輝政・水野分長らの支配のち慶安以降交代寄合菅沼氏の支配をうける。さて上平井村の階層構成は慶長期から寛文期にかけ大きく変化する。慶長期には持高一〇石以上の農民と三石未満の農民が多く存在し中世末以来の特色ある階層構成であったものが、寛文期になると三石〜一〇石の持高の農民が広に成汎立し、近世的な村落へと移行する。この階層構成の変化は、農民各個の耕地開発（改良を含む）と獲得によるが、それは生産力を変化させた耕地状況と密接につながるものであった。そこには先に述べた耕地の地形的制約と、中世末期の農民の特質が耕地経営に大きく影響していると思われる。

本報告は、まず地理的景観たる村落耕地の状況を復元し、ついで人的景観たる階層構成の変化と農民の保有耕地の分布状況を復元

し、そのうえで農民の保有耕地とその立地する地理的条件との関連を検討したい。

先周文化研究の一課題

飯島武次

現在、中国考古学会において最も興味を持たれている研究課題は、夏・殷・周三代それぞれの成立時期における諸問題の研究である。西周に関しては、先周文化研究がきわめて重要な研究課題となっている。西周は初代武王が殷の帝辛紂王を討って成立した王朝であるが、武王以前に殷王朝と併存していた時代の周室が存在する。

周の古公亶父は『岐邑（周原）』に遷り、姜族の娘をめぐり、ここに都を築いた。この時から季歴・文王・武王に至る間が克殷前であり、今日、先周時代の名称でよばれる主たる時代である。

陝西省渭水北岸、岐山の南麓にあたる『周原』の名称と、周文王が周原から遷都したと伝えられる『豊京』の名称は、古来よくその名が知られていた。しかし、『詩経』などの古典に見られる古公亶父から文王、武王にかけての西周王朝成立期の遺跡や遺物の姿はまったく不明であった。一九七〇年代後半に入って、陝西省岐山県、扶風県においてあいついで西周関係の建築遺構、甲骨文が発見されるにおよんで、克殷前の西周文化、つまり先周文化がにわかに脚光をあびるようになった。あわせて『豊京』の地に比定される長安県澧河西岸における発掘調査、土器研究が改めて重要な意味を持つようになってきた。

北京大学の鄒衡教授によると、先周文化は直接殷文化からのみ発展したものではなく、東方の山西省内の連襁鬲文化（光社文化）と

西方の甘肅省内の分襠鬲文化（辛店文化、寺窪文化）にも起源があると述べられている。今の研究状況下で必要なことは、先周文化土器の形式、組合せ、編年を確立することである。発掘後、報告が公にされた先周文化の重要遺跡に、陝西省武功県鄭家坡遺跡と扶風県劉家遺跡の二ヶ所がある。鄭家坡遺跡からは住居址を中心とした遺構が発見され、出土した土器の器形には、連襠鬲、盆、罐、甕、尊、斝、盂、豆、甑、甗、などがあつた。特に連襠鬲の多いことが特色である。劉家遺跡では、墓が発見され、副葬品として、高領乳状袋足分襠鬲、各種罐、圈足杯などが出土している。鄭家坡遺跡、劉家遺跡出土の土器とも周人の岐山遷都から文王、武王時代の遺物に比定されるが、その器形と組合せはまったく異なる。この違いが、生活用具と墓の副葬品という用途の違いによるものか、民族的、文化的な要素によるものか判別は難しい。また、先周文化に先行する陝西省の竜山文化である客省莊第二期の土器と、先周にある鄭家坡、劉家遺跡の土器が著しく異なる点も問題をより複雑にしているが、この二つの時代の間期に、二里岡文化に併存する陝西省内の殷文化の存在が想定される。

【駒沢史学会昭和六十三年大会・総会】

本会の昭和六十三年（一九八八）年度の大会・総会が左記の要領で開催された。

会 期 昭和六十三年六月十一日（土曜日）

会 場 駒沢大学一号館三〇一教場

〔研究発表〕午前一〇時より

東京都三多摩地区における農地改革

鎮将府の成立と遷都問題

武蔵国における近世初期検地の施行状況について

続・孝謙女帝の実証的再検討

〔総 会〕午後一時より

〔研究発表〕午後一時三〇分より

戦国期北関東領主層と官途・受領名―宇都宮・小山・

結城氏を事例として―

近世前期の村と「惣百姓」

戦国大名武田氏の富士大宮攻略と富士氏の動向

江戸幕政における寺社奉行の一機能

江戸の考古学

〔記念講演〕午後四時三〇分

フランス革命の土地問題と土地政策

東京大学教授 遅塚 忠躬氏

〔懇親会〕午後六時より 会場「ロマン」（大学正門前）

会費 四〇〇〇円（学部生三〇〇〇円）

全体的に時間が予定より遅れぎみであり、記念講演の遅塚先生には御迷惑をおかけした。大会の運営に工夫が必要であらう。

総会では、本会は昭和六十二年六月に日本学術会議に学術研究団体の登録申請を行ない、同年九月に登録学術団体として認可され、昭和六十三年五月には日本歴史学協会の会員となったことが報告された。また、会員から大会の準備・運営に対する若干の批判が出された。会員を増加させ会費増収をはかるべきである旨の指摘があった。機関誌『駒沢史学』の編集に関しては、積極的に論文を募集すべきである旨の意見が出された。

また、総会においては、役員の変更が行われた。新役員はつぎのとおりである。

△会 長▽

所 理喜夫

△評議員▽

阿部 肇一 飯島 武次 石川 澄雄 倉田 芳郎 杉山 博

所 理喜夫 椋川 一朗 葉貫 磨哉 廣瀬 良弘 松本 信道

南 和男 茂澤 方尚 山口 一之 渡辺 惇 渡辺 直彦

△委 員▽

浅倉 直美 飯島 武次 久保田昌希 小泉 雅弘 田中 弘之

所 理喜夫 椋川 一朗 並木 克央 葉貫 磨哉 廣瀬 良弘

北條 文彦 正戸 千博 正野 順一 松本 信道 渡辺 直彦

△監 事▽

葉貫 磨哉 正野 順一

大会における研究発表の要旨はつぎのとおりである。

東京都三多摩地区における農地改革

田 中 淳

農地改革の研究に関しては、暉峻衆三氏他編『主要著書および論文目録』（同氏編『農地改革論Ⅱ』農村文化協会刊、一九八五年）が刊行されており便宜を供しているが、東京都における事例については、所謂「農地改革史」の類が編纂されていないこともあり、これまで他の道府県に比べて研究が遅れていた。だが近年では江波戸昭氏の論考（『東京都区内における農地改革』（『明治大学人文科学研究所紀要』別冊六、一九八六年、所収）他）により、次第にその実態が明らかになりつつある。同氏はその中で、「農村部とまったく同一の条件での改革を目指した都市部では、戦後二～三年して都市機能が回復し、資本が復活するに伴って、農業面での復興・展開を図るよりも、工業化・都市化を優先する方向での当該業者・団体による働きかけ、それを受けての政策の転換により、農地改革が初期の目標を大きくはずれ、いわば継子的存在としてなしくずしにされてしまったのである」と述べ、「都市部での改革の不徹底さ」「長期的見通しの欠如」を指摘している。

東京都経済局農林部『東京の農林漁業』（一九六〇年一〇月調査）における農林業の地域区分によれば、都心部を除く都区内の大部分が「市街地周辺地域」として位置付けられており、江波戸氏の指摘はこの類型の地域における農地改革の展開の特色であると考えられる。では、他の類型の地域では改革の展開にどのような特徴がみられるのであろうか。それまでの地主制の展開、農業形態、さらに各市町村農地委員会による農地の買収および売渡の実績等を綿密に検

討していくことが必要となる。

だが、こうした実態を明らかにするには、多くの問題点がある。そこで本報告では、都区市内における展開との比較研究の第一段階として、東京都三多摩地区（市部と北・南・西多摩郡）に関してとりあえず現時点での刊行資料のみを用いてどの程度の実態把握が可能であるかを試行し、その地域的な特徴を考えるきっかけとしたい。

なお、報告の内容としては、比較的数多くの関係史料が刊行されている東京都北多摩郡西府村（現・府中市の西部）での改革の事例が中心となる。

鎮将府の成立と遷都問題

小泉 雅弘

本報告は、戊辰戦争期における参与大久保利通ら「有司の権力者群」の動向に言及しつつ、設置期間が短いために従来軽視されがちであった当該期の統治機関Ⅱ鎮将府を、政治過程の中に位置づけることを目的とした。明治初年のめまぐるしい制度改革の裏側で、短期間に有司専制政府が現出したことを考えるならば、このような研究視角も有効であるように思われる。

慶応三年一二月九日のいわゆる王政復古のクーデターによって成立した新政府は、翌年一月三日の鳥羽伏見戦争で旧幕府軍を敗り、江戸開城（四月一日）、上野戦争（五月一五日）後の五月一九日に江戸鎮台府を設置し、東国支配に着手していく。その背景には、新政府軍の東征にあたって、まったく予期しなかった奥羽越列藩同盟の結成や、「世直し」の高まりの中で、旧幕府勢力を完全には鎮圧していない関東地方をいかに統治するかという、戊辰戦争の進展

にともなう新たな問題があった。

江戸鎮台府の成立は、江戸在勤の輔相三条実美と京都太政官との齟齬によるが、新政府は大久保を江戸に派遣することによって、江戸と京都の意志の統一をはかり、七月一七日、江戸を東京と改めるとともに、東京における鎮将府の設置を布告したのである。鎮将府の管轄地は江戸鎮台府のそれを継承し、駿河以東一三ヶ国の統治機関として成立する。さらにその機構は、政体書による中央官制と近似し、鎮将（長官）には三条が任命され、軍政から民政への転換がはかられているのである。

ところで、新政府が国家権力としての実質を備えようとするれば、政体改革は必然的なものといえる。大久保の有名な大坂遷都論も、急激な官廷改革・天皇を頭部とする政府機構の創出を意図したものであった。この大坂遷都論そのものは、周知の如く宮廷内の守旧派等によって挫折するが、大久保の意図する基調は以後も継続していくと解するべきであろう。すなわち、遷都→政府機構の創出というプランが大坂遷都論であり、鎮将府（中央官制に近似した機構）の設置→遷都が東京遷都のプランであると推論する。この場合、鎮将府は大久保の主導によって成立したのであり、新政府内における政治的主導権の掌握も志向していたと考えられる。

戊辰戦争期は遷都問題の他に、奥羽越列藩同盟との抗争、東幸問題、人心の収攬、旧幕府領の接收、支配権の確立等の諸問題が重層的に錯綜しており、新政府が当該期にかかえていた課題の集中的表現として体現された機関こそが、鎮将府に他ならない。そしてここに、大坂遷都論から東京遷都論へ移行の要因もよみとれるのである。

武蔵国における近世初期検地の施行状況について

中野達哉

徳川氏、および幕府による初期検地の研究は数多くなされ、なかでも徳川氏の初期検地に広範にみられる分付記載に着目し、そこから当時の徳川氏の権力構造を説明しようとした研究が特筆される。

その評価は、北島正元氏と所理喜夫氏に代表され、前者は分付記載に名主・土豪層との妥協をみだし、権力構造の妥協的停滞性を指摘した消極的な評価（『徳川氏の初期権力構造』『史学雑誌』64—9ほか）であり、後者は分付記載は徳川氏の二重の農民支配の現れであるとし、徳川氏が豊臣政権と同じような権力構造をもつに至ったとする積極的な評価（『関東転封前後における徳川氏の権力構造について』『地方史研究』44）である。こうした研究は、小農自立を評価の指標としているが、小農自立の概念規定の不十分さがあり、小農自立の貫徹度からのみ検地を評価することには疑問が残る。

また、近年では、一村の村落構造を説明する研究とともに、関東では国を単位として検地を一覧する研究がなされている。本報告で事例とする武蔵国については、既に和泉清司氏が、天正〱慶長期の検地を現存する検地帳から一覧し、分付記載・荒地率などから各期の特徴に触れている（『近世初期武蔵における徳川検地について』『史潮』新9）。しかし、ほぼ毎年施行される検地が、年次的にどのような範囲でまとまりをもって施行されていたか、つまり、検地施行の基底にある方針について触れたものはほとんどない。

そこで、本報告では、和泉氏の研究後に確認された検地帳も含め、現存する検地帳と『新編武蔵風土記稿』の検地記事から、天正

〱元和期にかけての検地施行状況を一览し、各検地役人やその前後の所領関係から、どのような地域を単位として施行されていたかをみた。また、これにより、分付記載の評価をめぐって小農自立の視点から捉えられがちな初期検地を、施行過程から再検討し、当該期の徳川氏の検地の性格を捉え直そうとした。なお、本報告で対象としたのは、武蔵国の北半分に相当する現在の埼玉県域である。

その結果、次のような点を指摘した。主に開幕以前の慶長三年までの検地は、その施行状況をみると、文禄四年の鉢形城々付の支配領域（鉢形城に配備された旗本の知行地も含む）や慶長二年の高麗陣屋の陣屋支配の領域、また天正十九年の芦田康真・牧野康成など直臣の知行地などの支配領域などを単位とする地域に、特定の期間に一円的・一律的に検地が施行されている。また、検地分布状況だけでなく知行宛行状の文言からも当時の検地が直臣団の知行割と深くかかわっていたことが窺える。開幕以降の検地は、一部にはそれまでと同様の検地もみられるが、支配領域を単位とした一円的な検地は減少し、施行分布は散在・個別的になる。このことは、転封直後の検地が知行割と深くかかわり、支配領域の基礎的な在地把握を目的とし、それが慶長三年頃には一応遂げられたことを窺わせる。

続・孝謙女帝の実証的再検討

木本好信

孝謙女帝が、皇権をふるいえたかどうかについては、聖武崩御後、とくに光明皇太后存命中は、光明に皇権が集中し、孝謙に天皇としての権力が乏しかったとする説が一般である。

しかし、光明崩御後については上皇としてはあつたが、それ以

前とは対照的に恣意に政治権力を發揮したと解する説が多い(笹山晴生氏「奈良朝政治の推移」岩波講座『日本歴史』3等)。そして、それは『続日本紀』天平宝字六年六月庚戌条に、

五位已上を朝堂に喚び集めて詔して曰く、……今の帝と立てすまたくる間にうやうやしく相従ふ事なくして、斗卑等の仇のいへるごとく言ふまじき辞も言ひぬ。すまじき行もしぬ。……但し、政事は常の祀、小事は今の帝行ひ給へ。国家の大事賞罰二つの柄は朕行はむ。

とみられるように、孝謙による淳仁天皇からの帝権の篡奪宣言によって、一層顕著となったとする説もある(岸俊男氏『藤原仲麻呂』鈴木靖氏「高野天皇の称号について」『国学院雑誌』七七卷八号)。

しかし、この孝謙の宣言がどれだけの政治的効果をもたらしたかについては疑問であり、天皇大権のひとつひとつについて実証していく必要があると思う。そこで、考えたのが以下のことである。

(一)内印と駅鈴は光明より淳仁に直接継受され、この宣言があったものの鈴印がなくては、大権の発動がままではなかった孝謙が、八年九月になって鈴印の奪取をはかって、これが争乱の端緒となったこと。

(二)天皇の意志を反映する詔勅を光明崩御後に限ってみてみると、三十件のうち孝謙の意志によると思われる詔は三件のみであること。

(三)授位に關しても、内外従五位下に限るもの、元年以後、光明崩御後、六年六月の宣言以降にも変化なく、仲麻呂派官人の優位が指摘できること(斎藤融氏「仲麻呂政権について」『法政史論』一二号)。(四)補任についても六年六月以降、仲麻呂派官人の太政官・八省・軍事職・地方官での優位が認められること。(五)賞罰権は孝謙にあると宣言にはあるが、七年中の藤原良繼の官位姓剝奪と一連の石

上宅嗣・佐伯今毛人・大伴家持の左降、中臣伊加麻呂・葛井根道らの左降・配流も淳仁・仲麻呂らによってなされたことなどの事実を併考すると、六年六月の宣言詔後も淳仁・仲麻呂の政治権力は急激に衰退したとは言えないのではないか(ただ、淳仁による詔勅発給は以降減少することはある)。けれども、淳仁が傍系皇統で、しかも新皇統創造要素である長期間の皇太子時代を経験していないため(河内祥輔氏「奈良朝政治史における天皇制の論理」)、草壁直系皇統を誇示する孝謙(岡宮御宇天皇の日継はかくて絶えなむとす。女子の継にはあれども嗣がしめむと宣たまひて、この政行ひ給ひき。)に対して皇統の劣性が認識されるに至った。この弱点を仲麻呂は律令官人制機構の支配によって補い、政治権力掌握の存続をはかった。これは十年以上にわたる仲麻呂政治体制の既存性から、宣言後もどうか体制を維持できたものの、鈴印争奪によって一端争乱が拡大すると、淳仁新皇統と仲麻呂の律令官僚制機構による官人支配は、孝謙の直系皇統のまえにもろくも潰えたのである。

ここに、孝謙の帝権分離宣言による官人への直系皇統意識の喚起と、律令官人制の未熟性が指摘できると思う。

戦国期北関東領主層と官途・受領名

—宇都宮・小山・結城氏を事例として—

吉田正幸

近年、北関東の伝統的領主層と彼らの頭部に位置づけられた古河公方足利氏との結びつき、いわゆる伝統的秩序体系とのかかわりの中から一つの東国史固有の歴史的な軌跡を位置づけるといふ問題意識から研究が進展しており、佐藤博信・市村高男両氏の一連の研究

をはじめとして、比較的多くの研究が蓄積されつつある。報告者もそのような問題関心から宇都宮・小山氏を事例として若干の検討を加えているが、本報告では、宇都宮・小山・結城氏という伝統的領主間、並びに古河公方との関係を官途・受領名の検討を通して明らかにすることによって、その一端を考えてみたい。

さて、昨年度の駒沢史学会大会において、長塚孝氏は古河公方足利氏と後北条氏を事例として、戦国武将の官途・受領名について発表された。それは、当時の政治状況や歴史的條件との関連において、それを名乗る時期とその政治思想としての意義を考察されたものであるが、単に官途・受領名を明らかにするのではなく、それぞれに政治史的な意義を見出されている点などにおいて多くの示唆を受けている。

本報告は、三氏の官途・受領名を系譜的に明らかにすることを目的とするものではない。それは、すでにある程度諸書において明らかにされているので参照されたい。時期的には天文期（一五三二―五四）を中心に検討するが、宇都宮氏では俊綱（尚綱）、小山氏では高朝、結城氏では政勝がその時期にあたり、それぞれ下野守（俊綱・高朝）、左衛門督（政勝）を名乗っていることが明らかにされている。しかし、その時期の事実関係が十分に明らかにされていないことや関連史料の残存状況に影響されてか、それを名乗る時期やその契機、また、どのような意味があったのかという点については、ほとんど検討が成されていない。

以上の点を踏まえて、北関東の政治状況を考察する予定である。

近世前期の村と「惣百姓」

小高昭一

報告者は、近世前期の地方史料にみられる「惣百姓」文言を前代以来の在地秩序を反映した近世前期特有の歴史的文言とみなし、この文言に注目することによって当該期の村とそこによって立つ百姓の動向を調べている。

前稿「十七世紀における『惣百姓』について―南関東農村を事例として―」（川村優先生還暦記念会編『近世の村と町』吉川弘文館一九八八、所収）では、①十七世紀に村から領主宛に提出される訴状・請書等の差出人として「惣百姓」文言が現われ、百姓各自が署名・捺印する近世中後期とは区別すべき前期特有のものであること。②その場合百姓たちは「惣百姓」文言に、(a)領主・村役人等の私的支配・恣意を否定するため、および(b)百姓の意志を統一・結集するため等、観念的意味を込めて使用していることを論述した。つまり、近世前期の「惣百姓」は村の全百姓といった単純な理解ではなく、当該期の村のあり方を考える上で「惣百姓」文言に注目する必要性を説いたのである。

本報告では、以上の点を確認しつつ、第一に「惣百姓」を主体呼称とする史料が一般的か否か、第二に「惣百姓」文言が近世前期の村のあり方とどのように関わっているのか、この二点について述べてみた。考察の結果、第一点については、当該期の地方史料に意外と多く存在し、かつ特異なものではないことがわかった。報告では、『百姓一揆史料集成』第一巻（天正十八―元禄二年）における「惣百姓」（類似文言も含む）を主体呼称とする史料、なかでも

「惣百姓[㊦]」のように捺印がある史料が存在することを紹介した。この署名・捺印が近世中・後期における村の公印の成立へと発展するものと推定した。

第二点めについては、未だに深く検討できていないため、十分な論証には至らなかったが、かつて水本邦彦氏が「前期村方騒動と小百姓」(同氏『近世の村社会と国家』東大出版会 一九八七、所収)等で注目された「小百姓」文言に関する研究成果を一定程度援用しながら述べた。しかし、「惣百姓」文言との微妙な差異に注目しなければならぬ。つまり、当該期に「小百姓」を主体呼称とする村方騒動が展開した畿内と、「惣百姓」文言を主に使用する地域との村のあり方の差異を考え、私見では「惣百姓」を使用するケースの方が多いと推定されるので、近世前期における位置付けが重視されてくるであろう。

大会当日の報告は、右のような不十分な考察に終始したが、報告者としては、近世前期の村と百姓を考察する際、「惣百姓」文言を検討することにより今後新たな歴史像を描いていきたいと考えている。特に、なぜ主体呼称として「惣百姓」を用いたのか、近世前期の「公儀」支配と、それを捉え返していこうとする百姓の能動性として追求する必要性を感じている。

戦国大名武田氏の富士大宮攻略と富士氏の動向

前田 利久

永禄十一年(一五六八)十二月、武田信玄は駿府に侵攻し、国主今川氏真を掛川に遂って戦国大名今川氏を滅亡させた。

武田氏の駿河侵攻以来、今川氏の家臣の多くが武田の軍門に降っ

ていったなかで、甲府との往還路に接する富士大宮にて、三度の籠城を行って武田氏に抵抗したのが富士氏であった。富士氏は駿河国一宮である大宮浅間社の大宮司家であり、今川氏の被官として大宮城の城主でもあった。しかし永禄十二年六月、三度めの武田氏の猛攻を受けると、富士信忠・信通父子は十日足らずで城を開け、氏真が身を寄せる後北条氏を頼った。氏真・富士氏の主従は没落したとはいえ、その伝統的権威は、後北条氏にとって駿河奪取の手段としてきわめて有益な存在であった。ところがたび重なる武田氏の駿河攻めの前に、さしたる効力を発揮し得ない両者の存在は、やがて無益なものとなり、それは元龜二年(一五七一)の北条氏康の死去にともなう甲相同盟の復活によって決定的なものとなった。同時に両者にとっても同盟の復活は旧領奪回の夢を絶ち切るものでもあった。主人である今川氏真が後北条氏に庇護される理由を失って不安定な立場に立たされると、富士氏は氏真のもとを辞して自由の身となった。この時氏真によって出された元龜二年十月二十六日付の感状によって、富士氏は最後まで今川氏に忠節を働いた忠臣の一人として評価されているのであるが、富士氏が解放を願った背景には、武田氏の政治的な画策があったと思われる。

大宮の地を攻略した武田氏は、大宮司不在の浅間社に家臣の鷹野能繁を送って、焼失した社殿の造営・遷宮を命じた。この際、能繁には退転した公文職富士常盤介の所領が与えられた。公文職富士家は、大宮司富士氏の一門で、家主富士家と共に大宮司家に準ずる家柄であった。公文職には代々富士氏一門の者が任ぜられていたことから、能繁は公文家の所領を得ながらも、公文職を相続するわけにはいかなかった。そこで能繁は、伊豆韮山に蟄居する大宮司家富士

氏を呼び寄せ、甲府の信玄のもとへと同道し、帰還を実現させた。富士信忠は穴山信君のもとへ送還、息子信通は甲府人質という過程を経て、やがて信忠は三百貫の知行地を与えられて武田家に被官化するのだが、その間、信君が奏者となって能繁の次男富士千代を一度富士信忠の養子として富士の家名を獲得させ、さらに信通の娘嫁として公文職を相続することの約束がなされた。

やがて信玄の没後、約束は勝頼によって継承遂行された。すなわち浅間社の社殿の造営後、天正六年（一五七八）十二月の遷宮に合わせて、富士信通の武田氏被官から大官司職への転身、信通の娘と富士千代との縁組、信通による鷹野能繁への契約状、起請文の作成、宮次郎（富士千代）の公文職相続が行われ、ここに武田氏は家臣鷹野氏を通じて、富士大宮浅間社の支配体制を完成させるのである。

江戸幕政における寺社奉行の一機能

葉貫 一樹

江戸幕府の寺社奉行について、幕府職制度上の視野からその基礎的な考察（小沢文子氏「寺社奉行考」）が行われたことは近年に至ってからのことである。また今日まで、松平太郎氏の業績に負いながら未だ多くの研究の成果を得ることがなく、寺社奉行については更に研究の余地が必要であると申しても過言ではないと思われる。

そこで、本報告ではその一試みとして、江戸幕府の寺院行政―特に幕府の柳営行事である正月六日寺社参賀（年礼）に関わる行政―において、寺社奉行の勤務内容を明らかにしながらその機能点の一端について検討しようと考えたものである。

それにはまず、寺社奉行に支配される寺院側にとって、年礼出仕に際した上でいかなる手続きが行われていたのかを明らかにすることが必要である。このことを平林寺（武蔵国新座郡野火止、現埼玉県新座市野火止在）所蔵の史料に基づいて考察を進めると、臨濟宗妙心寺派において触頭の統制を受ける触下寺院の場合、各寺が年礼出仕の届を出仕前年の九・十・十一月の間（後に九月中）に、触頭へ届出ることを義務付けられていた。そのことから触頭がその届を帳面（「御年礼帳」）に整理・記録し、例年十二月初めに寺社奉行へ提出していた。また、年礼に関連する独礼願・乗輿願等諸願は願書・先例書・触頭からの添簡を揃え、十二月上旬までに寺社奉行所へ各寺願出たことを明らかにする。

次に、この様な寺院側の出願等に対応する寺社奉行側ではどのような役務が遂行されていたのであろうか。『大岡越前守忠相日記』を中心に考えたところ、寺社奉行における出願の受理及びそれに対する裁断の明示等、年礼に関する行政事務を終了するのは大方例年十二月十七日頃ではないかと考える。また、その正月三日から五日にかけての記録に、老中等へ三種の帳面を提出しており、年礼出仕の寺社を把握した段階でそれらを分類し、帳面に記録して提出に及んだものと考えられる。更に正月五日には各出仕寺社に対して、年礼日の登城時刻等の事前連絡が行われたことなどについて考える。

これらのことを踏まえて、年礼時の寺社奉行の機能点を考えると次の様にまとめられると思われる。

① 諸宗の触頭を統率し、その「御年礼帳」から便宜的に年礼出仕寺院を総括する。

② 寺院側の諸願は触頭の添簡付で受理し、吟味した上で許可・却

下の判断を下す。

- ③ またこれらの諸願の内、その出願寺院にとって新規かつ先例なく願出た場合、老中へ具申を求め、その裁断に従う。
- ④ 寺社の出仕・延引状況等について老中その他の役職の者に報告を行う。
- ⑤ 寺社の年礼登城時刻については、老中より指示を受けて各寺社に通達する。

江戸の考古学

古泉 弘

一、近世考古学の位置付け

考古学は原始古代を専門に研究する時代学ではなく、人類の過去の物質をもとに、人類史を研究する分野学である。したがって古代・中世はもとより、近世・現代もその対象となる。文献の出現以後、考古学の占める割合は次第に減少してゆくように見える。しかしそのこと自体は、文献の出現以降の考古学を否定する根拠にはならない。

近世考古学は、文献史学や民族学とともに、近世学を構成する一分科として位置付けられる。しかしその学史はきわめて浅く、文献史学の研究成果の膨大な蓄積に比肩すべくもないことはもちろん、実践的には未だ資料の蔭積段階にあり、方法論的にも初歩的な模索の段階にとどまっている。

二、江戸の考古学とその現状

近世都市あるいは町の考古学的調査研究は、近世考古学研究の一環として、各地で実施されつつある。なんらかの調査がおこなわれ

た例として、仙台城下・騎西城下・江戸・名古屋・彦根城下・京都・大坂・堺・伊丹郷町・鞆・出島などをあげることができる。

江戸は近世における国内随一の都市として、また考古学的調査がもっとも早くからおこなわれた近世遺跡として、一九七五年の都立一橋高校地点の調査以来注目を集めている。江戸は複合都市として構成されているが、現在では江戸城・大名屋敷・武家屋敷・町屋・寺社、および墓地といった、各構成要素別の調査例が、ひとつおとり揃った段階である。

三、江戸の考古学の課題

考古学上の江戸の研究課題は、多方面にわたる。それらを思いつくまにあげてみよう。

- ① 江戸の原地形の復元
- ② 地形の変化
- ③ 都市景観の復元
- ④ 土地利用の細部の復元
- ⑤ 建築構造の復元
- ⑥ 諸都市施設の具体的解明
- ⑦ 風俗の変遷
- ⑧ 経済体制の変化
- ⑨ 支配の実体

等々である。①～⑥はおもに遺跡・遺構からえられる情報をもとに、研究が進められる。⑦～⑨は、出土遺物を主体として研究が進められる。一見してわかるように、こうした研究は、種々の学問分野の領域にわたっている。

考古学的調査によって獲得された資料は、考古学のみでなく、多くの分野の学際的な研究の資料となり、既存の諸資料をもととした研究とあわせて、はじめて総合的な「江戸」の実像が解明されるのである。それは正しく「近世学」のあり方をも示しているといえよう。